

保険における偶然性とリスク

小川 浩 昭

目 次

1. 問題意識
2. 必然と偶然
3. 確率をめぐる3つの用語
4. 保険における偶然性
5. 保険におけるリスク
6. 現代保険学の課題

1. 問題意識

現代の保険現象の一つとして、保険と金融が密接になってきていることをあげることができる。この現象を「保険と金融の融合」と捉え、保険の分析の主流はアメリカ流のリスクマネジメント論と金融論的保険論となってきた。そこでは、金融の機能的把握が基本とされ (Crane *et al.* [1995], 野村総合研究所訳 [2000]), 機能的に見た場合金融はリスクマネジメントの一種あるいはリスク処理と関わりとされ、リスクを処理するという機能の点で保険と金融は同一に把握される。確かに、同一に把握することが分析に資することもあろう。しかし、こうした同一性の議論はどこか便宜性を帯びたものであり、単にリスク処理という機能あるいは貨幣を流すという機能に注目すべきではない。なぜならば、保険は独特の社会経済的役割を果たすためにリスクを処理し、貨幣を流しているのであり、この目的と離れて貨幣を流すという機能に着目し、貨

幣の流れを単純に追うべきではないからである。保険の意義と限界を捉える姿勢が必要であり、同一性の議論では保険の意義と限界を考えるとという保険学の核心のテーマが軽視されることとなるのではないか。

保険の独自性に注目すると、保険によるリスク処理は偶然事象による経済的攪乱に対して資金調達ができるようにしていることといえよう。資金調達という点で金融である、あるいは、経済的攪乱に対する資金調達ということでリスクファイナンスであるとはいえようが、保険によるリスクファイナンスは経済的保障を意味する点が重要である。こうした保険の独自性に注目したとき、同一性の議論において基本とされるリスクという用語も、本来保険独自の意味を持った用語となるのではないか。「偶然なくして保険なし」といわれるように、保険にとって偶然性は必須の重要なものであり、リスクの前提といえ、保険リスクの独自性はその前提の偶然性との関係が重要であると思われる。しかし、従来から保険学では偶然性が軽視されてきたといえる。保険本質論重視の伝統的保険学では、偶然性を保険の要件の一つとしておきながら、偶然性を詳しく論じたものが少ない¹⁾。偶然性の意味を自明のことと考えたからであろうか(印南 [1971] p.100)。近年の保険学ではリスクに焦点が当てられ、その前提である偶然性については関心が払われない。本稿では、保険の独自性を重視する立場から、保険と金融の同一的把握における基本用語あるいは保険と金融の媒介用語ともいえる「リスク」の保険独自性について、その前提である「偶然性」に焦点を当てて考察を加える。

2. 必然と偶然

繰り返しになるが、保険は偶然事象に対応する制度といえ、そのため「偶然なくして保険なし」ともいわれる。一つの制度として保険が成立するためには、制度として成り立つための仕組みが必要とされるが、そのような仕組みにおいて、偶然を数値化することは重要であり、それゆえ保険における偶然性を考える場合、確率論との関係が重要となる。山崎＝市川編 [1994] では、必然と偶

1) 保険法学では、商法642条の解釈をめぐって主観的偶然性の観点から偶然性について考察されるが、偶然性に対する考察そのものからすれば、限定的な考察に過ぎない。たとえば、田辺 [1975]、鈴木 [1999] を参照されたい。

然の関係において偶然を考察しているが、確率論との関係も取り上げており、「確率論と偶然性・必然性の問題は、一定の予測にもとづいて起こりうべき事象に対して起こる事象の比が1となるときに解することができる。またその比が1より小さいとき、起こる事象は偶然的といいうる。」(山崎＝市川編 [1994] p.518) とし、「確率は偶然性に対して一種の数値を与える。」(同p.519) とする。確率1は必然であるから、確率1未満が偶然となるということであろうが、確率0も偶然とはいえないであろう。確率1が「必ず起こる」という意味で必然であるのに対して、確率0を除いた確率1未満は「起こるとは限らない」、「起こるかどうかわからない」という意味で偶然といえるが、確率0は「起こりえない」という意味で偶然とはいえない。したがって、必然との関係で確率1未満を偶然とするのみでは確率0が含まれてしまい、偶然の規定としては不完全であろう。

偶然という用語は日常でも使われる用語であるが、山崎＝市川編 [1994] にあるように、本来哲学などで論じられる難解な用語といえよう。たとえば、「偶然性が必然性の否定である限り、偶然性の意味を把握するために、先づ必然性の意味を闡明することから出発しなければならない。然らば必然性とは何ぞというに、既に云ったように、必ず然か有ること、すなわち反対の不可能なることを意味している。」(九鬼 [1935] p. 5) とされる。偶然性が必然性の否定であり、必然の反対が不可能とされるわけであるが、そうすると偶然性と不可能との関係はいかなる関係に立つのであろうか。「否定」と「反対」とは、どこが違うのであろうか。また、引用文には出てこないが、「必然」という用語も使われており、「必然」、「必然性」という用語それぞれに何か特別な意味をもたせて、意識した使い分けがなされているのであろうか。非常に難解であるが、保険にとって重要な偶然性は、前述の通り、数値を与えるという点と関わる確率論からの偶然性であろうから、哲学的な本格的な議論を行うよりも、この点を重視して確率論に引き付けて偶然性を把握するのが適切であろう²⁾。

2) 印南 [1971] では、「危険がなければ保険はない」という言葉は、正確には「偶然なければ保険はない」と言うべきとするほど偶然は保険にとって重要であるとして偶然性について考察しているが、偶然一般の難解な議論に終始し、保険に引き付けて考察する姿勢は皆無である。そのため、保険に対する知見としては、極めて成果の低いものとなっているといわざるを得ないのではないか。

確率を意識すると、確率1である必然を否定するとは確率が1でないことであり、必然の反対とは1の反対の0を指すということであろう。こうして、確率との関係では必然=1、偶然性≠1、不可能=0となる。先の山崎=市川編 [1994] を引用した考察において示唆したように、偶然性≠0であり、不可能=0であることから、 $0 < \text{偶然性} < 1$ となろう。

3. 確率をめぐる3つの用語

下中編 [1993] では、偶然性を「様相のカテゴリーの一つ」(下中編 [1993] p.366) として、用語の組み合わせを考察している。まず、偶然性を「形式的には必然性の矛盾対等的概念すなわち必然性の否定」(同p.366) とし、形式性において対立するものとして両者を一对の概念とする。同じ意味で可能性と不可能性とが一对とされる。しかし、種々の相関的組み合わせが考えられるとし、類似的性格の観点から「偶然性と可能性」、「必然性と不可能性」という組み合わせが考えられ、また、可能性増大の極は偶然性減少の極に一致し、不可能性増大の極は必然性減少の極に一致するとして、極限的に偶然性は不可能性に、必然性は可能性に接近するとして、「偶然性と不可能性」、「必然性と可能性」という組み合わせを考えることもできるとする(同p.366)。この考察は九鬼 [1935] に基づく考察であり、九鬼 [1935] では「偶然性と可能性の類似関係」(九鬼 [1935] pp.208-212)、「偶然性と不可能性と近接関係」(同pp.212-220) として考察される。確かに偶然、必然という用語に可能、不可能という用語が密接に関連していると思われ、これらの用語の相互関連を考えることが、偶然に対する考察を深めることになろう。そこで、先の確率論の考察の延長線上でこれらの用語について考察してみよう。

まず、先の考察で必然=1、不可能=0としたことから、「不可能性増大の極は必然性減少の極に一致する」というのは理解しがたい。「必然・不可能」に対して「必然性・不可能性」とすることで一定の幅を持った概念とし、増減を考えることができるということであろうか。「可能性増大の極は偶然性減少の極に一致する」という点についてはどうであろうか。「偶然是必然の方へは背中を向け、不可能の方へ顔を向けている」(九鬼 [1981] p.32) と指摘される

ように、確率が0に近いという稀少性が偶然を先鋭化するといえるので、偶然性は確率0に近くなるほど大きくなるといえよう。偶然性に対して可能性は、「あることができる確率、あることが発生する確率」とでも言うことができるから、偶然性とは対照的に1に向かって大きくなるといえる。したがって、「可能性増大の極は偶然性減少の極に一致する」というのは誤りではないであろう。いずれにしても、偶然、可能は、偶然性、可能性としようがしまいが、確率的には幅を持った用語と考えることができるであろう。以下では、確率的に幅を持っている場合「性」をつけることとし、「偶然性」、「可能性」という用語を使用する。

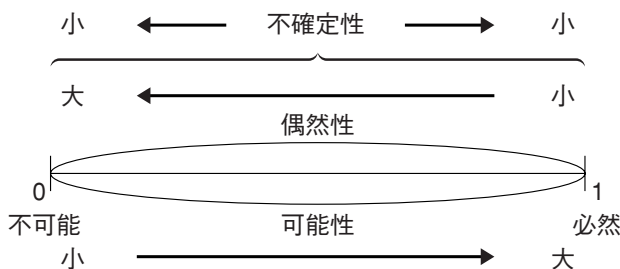
偶然性、可能性に加えて、必然、不可能を必然性、不可能性として確率的に幅を持った用語としてしまうと、0から1の値をとるという確率の枠組みを画する重要な用語が曖昧に規定されることになってしまい、確率的な世界を描くことが困難となってしまうのではないか。先の九鬼 [1935]、下中編 [1993] のように2つの用語のいろいろな組み合わせを考えるという思考方法は、確率論的には問題がある。なぜならば、0から1の値をとる確率の基本用語としては、「0」、「1」、「0と1の間」の3つを意味する用語が必要とされるからである。2つの用語の組み合わせの考察は、それぞれの用語の意味をより深遠に捉えるために有益な考察とはいえるが、3つの用語を基本用語とすべき確率論においては、両極限值と極限值の間を示す用語の意味を踏まえて組み合わせを考えるのではなくては考察にならない。この点において、九鬼 [1935]、下川編 [1993] の考察は確率論的には混乱をもたらしてしまう恐れがある。そこで、このような点に注意をしつつ、あくまで保険を意識して偶然を確率論的に位置づけるために、確率に関する基本的な用語を次のように考える。

確率0は「起こりえない」という意味で「不可能」である。確率1は「必ず起こる」という意味で「必然」である。確率における極限值を意味するために、「必然性」、「不可能性」とはせず、「必然」、「不可能」とする。確率的に0と1という意味で不可能と必然は反対の意味を有する。偶然性は必然の否定（偶然性 \neq 1）であるが確率0は偶然性と対立するので、偶然性は不可能とも対立する。既に確認していることではあるが、かくして、確率的には偶然性は $0 <$ 偶

然性 <1 となる。同様に考えて、可能性は不可能の否定（可能性 $\neq 0$ ）であるが確率1は可能性のもつ不確定な性格を否定する点において対立するので、可能性は必然とも対立する。かくして、確率的には可能性は $0 < \text{可能性} < 1$ となる。

したがって、偶然性、可能性ともに0と1の間の値をとるという点で同一である。これは、言うまでもなく、両者が確定している必然 $=1$ 、不可能 $=0$ に対して不確定であるという性格に由来する。この不確定な性格を「不確定性」ということにしよう。不確定性は「将来がどうなるか分からないこと」といえるので、確定している0と1の間、 $0 < \text{不確定性} < 1$ となる。ある事象に対する確率で考えると、不確定性は発生する確率と発生しない確率が均衡する点、すなわち、確率0.5で最大となる（亀井 [2005] p.75）。確率1に近づけば発生確率が高まるという点で不確定性が減少し、確率が0に近づけば不発生確率が高まるという点で不確定性が減少する。このような不確定性の下位概念として偶然性、可能性を捉えることができるが、偶然性は不可能に向かって大きくなり、可能性は必然に向かって大きくなる点において対照的である。このように確率論において重要な2点（0, 1）および領域（0と1の間）に対して、偶然性、必然、可能性、不可能、不確定性という用語を用いて、図1のように考える。

図1



4. 保険における偶然性

ここまでの考察は、偶然性一般を哲学的に本格的に掘り下げて考察するのではなく、保険に引き付けるために確率論の枠組みで考察するというものであった。その結果、偶然性については、 $0 < \text{偶然性} < 1$ という結論が得られたのである。しかし、生命保険が対象とする人の死は、確率的には1、必然である。何故、必然である人の死が保険の対象となるのか。ここに、保険に引き付けた偶然性一般の考察ではなく、保険における偶然性の考察が必要とされる。

保険における偶然性を考察した先行業績として、富士 [1974] がある。富士では、本稿でも先に取り上げた九鬼 [1935] に基づき偶然一般の考察を行った後、保険の本質に関する学説の中で展開された偶然概念を批判的に検討して、保険偶然性を考察する。生命保険における死については、「生命保険における死の理解として死は必然であるという見解は、死に対する因果的必然を前提とした思考であって、経済的意志活動を意図する人間の経済的目的々必然性という永続性を願う概念を前提にする限り、死はその否定、中断を意味し常に偶然である。」(富士 [1974] p.103) とする。偶然の本質的意義と政策的運用の段階での理解を分けるべきとしていることから (同p.92)、死に対する理解には政策的運用ということが意識されているのであろう。

一般から特殊への思考として偶然一般から保険偶然へと考察を進め、保険偶然においては偶然の本質的意義が単純に適用できないとしていることは、本稿の議論の進め方と同様であり、また、基本認識も一致する。しかし、偶然の本質的意義が単純に適用できず政策的運用を意識する場合、重要なことは保険がその社会経済的機能を果たすためにいかなる特別な考慮がなされるかという視点であろう。また、考察する際に、保険がその社会経済的機能を発揮するための基本的な方法を意識すべきである。そこで、本稿では富士 [1974] と同様に偶然一般から特殊保険的偶然の考察に進むが、一般論の時点で保険の方法によって不可欠な確率を意識したわけである。そうしないと、無味乾燥な規定が導かれる危険性がある。富士 [1974] のように、永続性を願う概念を前提として死を偶然とすることに、保険学上いかなる意味があるのであろうか。死が人間の経済目的々必然性の否定として経済的偶然性を意味するとすることに

重要なことは、死が保険が対象とする他の偶然性と同様に経済活動を攪乱し、保険ニーズを喚起するという点ではないか。この点を踏まえて偶然性とリスクの関係、保険でリスクを処理することの意味を問うのであれば、偶然性の考察はただ偶然性を規定したに過ぎなくなってしまう、保険学上あまり意味のないものになってしまう。富士 [1974] は、保険本質論重視の伝統的保険学において、保険の必須項目とされる偶然性に対する規定が不十分であるとしてその明確な規定を試みたものといえる。「危険」や「保険事故」と偶然性との関連についても議論されるが、偶然性そのものの規定に終始している。伝統的保険学に対しては保険本質論偏重との批判がなされるが、確かに本質の規定自体に拘泥したといえる面があるのでそのような批判は正しい³⁾。富士 [1974] は伝統的保険学の保険本質論を深め、保険学説の精緻化に貢献したとはいえるが、こうした保険本質論偏重の枠内での議論となってしまうのではないか。

保険の偶然性を考えるにおいて、確率論的には必然である死の偶然性をいかに捉えるかが核心的なテーマとなろう。保険本質論偏重の議論に陥らないために重要な点は、理論的に死を偶然性にいかに包含させるかということではなく、人の死が保険ニーズを喚起するという点である。生命保険における死は、通説的な偶然性の理解にしたがうべきであろう。すなわち、保険にとっての偶然性は、事象の発生の有無がわからないということだけではなく、発生の時期や発生の態様が分からないことも含まれ、これら三つのうちの一つが分からなければ、保険にとって偶然性とされる、ということである。発生の有無・時期・態様いずれも分からない偶然性が絶対的偶然性であり、発生の時期が分からない偶然性が相対的偶然性とされる。生命保険にとっての死は、相対的偶然性と把握すべきであろう。したがって、相対的偶然性として把握することの意味を考えることが重要である。

人の死そのものは必然であっても、その死によって埋葬費用が必要となったり、家計の稼ぎ手の死の場合は所得喪失により残された家族の生活保障が問題

3) 保険本質論に対する批判として、たとえば、水島 [2006] を参照されたい。保険本質論偏重との批判は正しいが、だからといって保険本質論が不毛な議論とはならないことに注意すべきである。この点については、小川 [2005] を参照されたい。

となる可能性がある。発生の有無が明確であっても、発生の時期が分からない人の死は、このような経済的な攪乱要因となる可能性があるので、死への経済的対応が求められたといえる。こうして、本来偶然性に備えるための保険において、人間の生活上死もその他の経済的な攪乱要因となる偶然性と同様な影響があるので、保険での対応がなされることになったのであろう。保険金支払い事由である保険事故の発生は、偶然事象の現実化・顕在化であり、ここに保険における偶然事象は、発生の有無、発生の時期、発生の態様のいずれかが分からない事象である。確率的には必然である死の保険偶然性は相対的偶然性として把握し、保険の機能から理解すべきであろう。このような偶然性の理解の上に、発生の有無がわからないリスクをif risk、発生の時期がわからないリスクをwhen risk、発生の態様がわからないリスクをhow riskとし、保険が対象とするリスクはこれらのいずれかであるとされる。それでは、そもそも保険にとってのリスクとはなんであろうか。リスクへの考察へと進む必要がある。

5. 保険におけるリスク

アメリカの標準的な保険学のテキストは、Risk Management and Insuranceとされ、リスクから説き起こすものが多い⁴⁾。わが国でも、同様な教科書が出版されている⁵⁾。保険はリスク処理手段、リスクマネジメント手段の一つとされ、リスクとの関わりは非常に重要である。しかし、保険でリスクを処理することの意味を問う必要があるのではないか。そうでないと、単なる技術機構としての保険の理解であって、制度としての保険の理解ではないからである。また、アメリカのテキストは偶然を問題としない。リスクを損害発生の可能性(chance)として偶然性(chance)と関連した把握が見られるが、偶然性そのものは問題とされない。リスクを保険で処理することの意味を捉えた上で、リスクを考えるべきであろう。保険の機能とリスクとの関係である。

保険の機能とリスクを関連付けた考察として、石田重森博士の先行業績があ

4) たとえば、Williams, Jr. *et al.* [1998], Trieschmann *et al.* [2001], Vaughan=Vaughan [2003], Dorfman [2005], Rejda [2005] を参照されたい。

5) 下和田編 [2004] を参照されたい。

る(石田 [1979])。石田 [1979] では保険の本質を経済的保障として把握し、その前提としてリスクが考えられる。すなわち、「経済的保障の概念は、現代保険の本質を表すのに最も的確な概念と言えよう。」(石田 [1979] p.46) とした上で、「保険において、経済的保障の前提となる事柄が偶然性、不確実性・不確定性、リスク・危険、損害・損失、経済的ニーズなどである。」(同p.46) とする。経済的保障制度としての保険の機能は、経済的保障機能であろうから、機能とリスクの関係の考察ともいえる。石田 [1979] では保険は偶然事象による経済的ニーズに関して、経済的保障を達成する制度とし、事象を確率が0または1の「確定性」、確率が0でも1でもない「可能性」に分ける。可能性をさらに確率が求められる「不確定性」と確率が求められない「不確実性」に分ける。不確定性は確率・予測値の周辺の標準偏差に関連する概念とし、「保険は大数の法則に基づき、危険にさらされる客体を多数集積して、事象の発生確率が一定の値に収束し、偏差が可能な限り小さくなることを前提としている。」(同p.50) ことから、保険におけるリスクは不確定性ではなく、「不確定性を含めた可能性」(同p.50) とする。経済的ニーズの概念については、損害・損失の填補や所得喪失、臨時支出による必要・入用を包含して、経済的ニーズの概念を用いてリスクが損害保険のみならず生命保険にも適合するように配慮する。このように一連の用語を整理し、リスク・危険を可能性として捉えて、「リスク・危険は偶然事象ならびに経済的ニーズの発生の可能性」(同p.50) とする。さらに、可能性のうち不確定性が保険の対象となるとしつつも、再保険の活用、保険の国営化などによって、不確実性の場合でも保険の対象となる場合があることが指摘され、事象の区分による保険化の可能性の基準が絶対的ではないことが示唆されている。

およそ保険とリスクの関係で重要な用語が網羅され、かつ、体系的に整理されているといえる。また、保険の本質を経済的保障に求め、経済的保障とリスクの関係について考察している点でも優れている。石田 [1979] と同時期に、山内 [1978] では次のような指摘がなされる。確率変数においては期待値または平均値と偏差(フレ)が重要であることはいうまでもないとして、「保険におけるリスク論こそはここにいうフレの研究に他ならない」(山内 [1978] p. 6)

との指摘である。このように山内 [1978] では、リスクとの関係で標準偏差に注目しているが、期待値のみならず偏差も重要であるとの指摘に終わっている。偏差（フレ）は重要ではあるが、保険にとって重要なことは、「偏差・標準偏差の大小は、主要な保険料率の決定要素ではない。」（石田 [2005] p. 5）ということである。投資理論が1980年代のバブル期に普及し、その過程で標準偏差としてのリスクも普及したことを考えると、石田 [1979] の議論は非常に卓越した議論であり、保険と投資理論や金融論との関係が重要となってきた今日においても、十分通用する議論である。ただし、人の死が確率1の必然であるにもかかわらず保険の対象となることについての言及はない。おそらく、事象の区分による保険化の可能性の基準が絶対的ではないことに含まれるのであろう。ややもすると損害概念に結び付けて把握されがちなりスクに対して、「経済的ニーズ」という用語を使うといった工夫もなされている。また、保険料はリスクとの関係で期待値としての純保険料部分と標準偏差としての安全割増部分とに分けて把握することができるが、リスクを「偶然事象ならびに経済的ニーズ発生の可能性」としつつ、「不確定性を含めた可能性」としていることは、リスクは期待値と標準偏差の両者を含むものとし、安全割増を含んだ保険料として捉えているといえる。この点について、Harrington=Niehaus [2004]（米山=箸方監訳 [2005]）を取り上げよう。

Harrington=Niehaus [2004] はアメリカにおける新しい「リスクマネジメントと保険」の教科書とされ、その新しさは「伝統的な『リスクマネジメントと保険』では本格的に取り扱っていなかったリスクを扱っていることである」（米山=箸方監訳 [2005] 訳者はしがきp.iii）とされる。同書のリスクは、期待損失と期待値回りの変動性の二つを意味する。そして、隕石を例としたリスク・コストの説明（Harrington=Niehaus [2004] pp. 2-3, 同訳pp. 2-3）は、石田 [1979] と同様にリスクを「不確定性を含めた可能性」と考えていると思われる。したがって、少なくともこの点においては、同書は新しいとはいえないのではないか。

一方、石田博士は最近、リスクマネジメント論の発展から保険とリスクマネジメントのリスクの違いを次のように指摘している。保険分野のリスクは「偶

然の事象ならびに損害・経済的ニーズ発生の可能性」(石田 [2005] p. 5)として、石田 [1979] の定義に対して「損害」という文言が入ってきているが、それは損害保険業に関する考察において登場してきているためと思われ、内容的な大きな修正を意味しないと思われる。これに対してリスクマネジメント分野のリスクは、「偶然の事象ならびに損害・経済的ニーズ発生の不確定性」(同 p. 5)とする。リスクマネジメントのリスクを「不確定性」とするのは、石田 [1979] において指摘したように、不確定性を標準偏差とし、リスクマネジメントでは個別経済主体の企業自身のリスク発生の「主観的確率」＝「客観的確率からの変動の幅・偏差」が問題となるからとする。確かに、多数の経済主体の結合による保険団体の形成を必須のものとする保険では、客観的確率としての平均値が重視されるのに対して、個別経済主体の企業自身のリスクを問題とする場合、客観的確率からの乖離が重要となろう。しかし、この場合乖離が重要であるのは、標準偏差自体の大きさを重視するからではなく、客観的確率からどれぐらい乖離して個別企業の主観的確率の水準がどうなるかということからではないか。フレの大きさ自体が問題とされるのであれば、リスクマネジメントのリスクは投資理論のリスクと同じであるとされよう。しかし、投資理論のリスク＝フレはリターンフレであるが、リスクマネジメントのリスクを「偶然の事象ならびに損害・経済的ニーズ発生の不確定性」とした場合は、リターンが存在せず、偶然の事象ならびに損害・経済的ニーズ発生の期待値のフレである。リスクマネジメント論でも甲斐＝加藤 [2004] のように、企業価値創造の観点から期待値を投資理論と同様なリターン(収益)としてその「期待値からの変動」をリスクとする見解があるにはあるが(甲斐＝加藤 [2004] p. 6)、リスクの定義を「当事者にとって不都合が起こる危険性」(同p.32)としており、必ずしもリターンフレを想定しておらず、一貫していない。いずれにしても、最も重要なことは、リスクマネジメントが重視される現代社会で、リスクマネジメントがあらゆるリスクを対象とするようになってきていることである。特に、従来のリスクマネジメントに加えて、内部統制も加えた統合的なリスクマネジメントとしてERM(Enterprise Risk Management)が注目されているのが現状である。このようなリスクマネジメントの現状を考えると、

期待値と期待値の変動を軸とした保険とリスクマネジメントのリスクを分類する議論ではなく、保険リスクを含めて各種リスクをリスクマネジメントとしていかに統合するかが重要であろう。この点において、リスクマネジメント論との関係では保険の独自性の議論ではなく、同一性の議論が求められるといえよう。しかし、同一性の議論が求められるにしても、保険独自の機能との関係から独自の保険リスクの把握は重要であり、その点で同一性の議論は統合的にリスク量を算出するための便宜的なものにならざるを得ないであろう。

6. 現代保険学の課題

保険リスクに関する考察において、経済的保障との関係から論じた石田博士の優れた先行業績があり、これに依拠して独自性の議論、同一性の議論を展開すべきではないか。そこで、本稿では石田博士のリスク概念に依拠して、保険リスクを「偶然事象による経済的ニーズ発生の可能性」とする。この可能性には、石田博士と同様に確率・期待値の周辺の標準偏差を含める。また、「偶然事象による」とすることで、リスクの前提に偶然性をおく。ただし、石田博士は「不確定性」という用語で標準偏差を捉えたが、既に本稿では図1で示したように、不確定性を確定（必然、不可能）の否定と捉え、偶然性、可能性の上位概念としたことから、「不確定性」という用語の使用は避け、単に「標準偏差」とする。そして、標準偏差を含んだ可能性として捉えたりリスクへ対応する制度が保険であり、リスクへの対応が経済的保障を意味する点が重要である。換言すれば、保険は純粋な経済的保障制度であり、その純粋性は対象とするリスクが純粋リスクであることによる。偶然性との関係では、保険リスクはif risk, when risk, how riskのいずれかであるということばかりではなく、保険偶然性が保険ニーズを喚起させるのは純粋リスクに関するからであるという点も重要である。「リスク」、「経済的保障」は保険の本質を捉えるための二本柱とあってよいであろう。この二本柱によって、保険を次のように理解することができる。

「偶然事象による経済的ニーズ発生の可能性」としてのリスクの期待値を給付・反対給付均等の原則と収支相等の原則という保険の二大原則にしたがい処

理することによって、保険が自由主義・個人主義・合理主義的＝資本主義的な経済制度として資本主義社会における支配的な経済的保障制度となる。ただし、現実の保険経営では単純に保険の二大原則が適用できるわけではなく、様々な困難があるため、保険技術が発揮される。特に、期待値のフレに対して再保険のような工夫もなされる。あるいは、保険の資本主義性を修正して特殊な保険によって対応することが必要な分野に対して、公的保険のような特殊な保険や民間部門がノーロス・ノープロフィット原則にしたがって対応する半公的・半私的保険も存在する。

このように把握できる保険ではあるが、一部の現物給付の保険を除いて現金給付となるため、保険はリスクファイナンス手段としても把握できる。市場経済化の流れのなかで社会が「リスク社会化」(Risikogesellschaft, Beck [1986], 東＝伊藤訳 [1998]) し、「リスクマネジメント時代」となっている状況で、リスクファイナンス手段としての保険の限界を乗り越えるような手段が開発されてきている。近年の保険学、リスクマネジメント論ではART (Alternative Risk Transfer) として考察されている。こうした保険を代替する手段のなかには、保有手段として単に資金調達機能のみを果たすものもあり、特にファイナンシャル (再) 保険 (financial (re)insurance) についてはその保険性が問題とされている。単なる資金調達手段であるか保険であるかが問題とされているわけであるが、保険性把握においてアンダーライティング・リスク (underwriting risk)、タイミング・リスク (timing risk) というリスクが基準とされる。アンダーライティング・リスクは事故の有無、事故の結果がわからないリスクとされることから、if risk, how riskの両者に類似し、タイミング・リスクは事故による支払いの時間的なリスクとされることからwhen riskに類似する。保険をリスクファイナンス手段のなかのリスク移転手段とし、タイミング・リスクのみの移転でも保険とできるかどうかに焦点が当てられ、アンダーライティング・リスクが含まれないのでは保険とはできないとの見解がある一方で、終身の死亡保険はタイミング・リスクの移転に過ぎないが保険とされていることからタイミング・リスクの移転のみでも保険とされるとの見解もある。if risk, how risk, when riskのいずれかであれば保険リスクとした先の議論か

らすれば、タイミング・リスクのみの保険でも保険とできそうである。しかし、問題はif risk, how risk, when riskの前提にある偶然性との関係ではないか。

死は発生の時期のわからない相対的偶然性として保険偶然性であり、when riskへの対応として死亡保険が存在する。この場合、死が相対的偶然事象としてwhen riskとなるのは、確率的に必然の死であっても、死に伴う埋葬費の負担や所得喪失による経済的ニーズの問題がいつ発生するか分からないという状態が純粹リスクとして経済生活を攪乱させる可能性を有し、保険ニーズ・保障ニーズを喚起するからである。タイミング・リスクには単なる資金繰りのリスクが含まれ、ファイナンシャル（再）保険は「（再）保険」の名称はついているが、移転されているのは資金繰りのリスクなので、（再）保険というよりもコミットメント・ラインのような非常時資金調達手段といえよう。リスクマネジメント手段が高度化・複雑化するなかで、節税対策として保険が利用される側面もあり、税務等実務的な問題として保険とは何かということが問題となってきたが、その解決のために保険の本質的な考察が重要であろう。特に、ファイナンシャル（再）保険をめぐる考察においては、タイミング・リスクとwhen riskが異なる点に注意すべきであり、保険偶然性の考察が重要であろう。ファイナンシャル（再）保険が対象とするのは保険的偶然事象とは言えず、when riskではないので保険ではない。偶然性を含めた保険の本質論議が重要であろう。安易にアメリカのリスクマネジメント論やアンダーライティング・リスク、タイミング・リスクによる議論に組み込むべきではない。

以上から、保険でリスクを処理することの意味、そのリスクの前提としての保険偶然性の把握が重要である。保険本質論重視の伝統的保険学の成果によりながら、偶然性の把握など伝統的保険学でも不十分であった点の考察を深め、保険と金融が密接になってきている状況で、何が保険であるかを明確にしつつ保険の意義と限界を考察することが現代保険学の重要な課題の一つであろう。

保険と金融の密接な関係は、保険と金融の融合というよりも、リスクマネジメント手段としての保険を相対化する現象といえよう。この保険の相対化の現象は、保険を補完的に代替する動きのなかで生じているが、保険と保険代替手

段との関係がこのまま補完的な関係に留まるのか、それとも競合的な関係になっていくかは重要問題といえる。なぜならば、保険代替現象はリスク社会への移行によりいっそう進展し、投機性と密接に関係するからである。競合的な保険代替化は社会の投機化をもたらす危険性があり、社会の経済的保障制度のあり方という問題を提起する。こうした問題に答えるにはアメリカ流のリスクマネジメント論や金融論的保険論では不可能であり、答えは伝統的保険学の延長線上にあるのではないか。伝統的保険学も保険本質論偏重に陥り、現存の保険の体系的把握に弱く、ましてや保険代替現象についてはカバーできていないので、こうした点の克服を目指しながら、現在主流となっている保険の分析を批判することが必要である。伝統的保険学を批判的に乗り越えるところに今後の保険学が目指すべき方向があるといえ、課題の一つに偶然性の考察があげられよう。

参考文献

- Bech, Ulrich [1986], *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Shurkamp [東廉=伊藤美登里訳 [1998], 『危険社会——新しい近代への道』法政大学出版局。].
- Crane, Dwight B., Robert C.Merton, Kenneth A.Froot, Zvi Bodie, Scott P.Mason, Erik R.Sirri, Andre F.Perold and Peter Tufano [1995], *The Global Financial System: A Functional Perspective*, Boston, Harvard Business School Press [野村総合研究所訳 [2000], 『金融の本質——21世紀型金融革命の羅針盤』野村総合研究所。].
- Dorfman, Mark S.[2005], *Introduction to Risk Management and Insurance*, 8th. ed., New Jersey, Prentice Hall.
- Harrington, Scott E. and Gregory R.Niehaus [2004], *Risk Management and Insurance*, 2nd.ed., New York, McGraw-Hill. [米山高生=箸方幹逸監訳 [2005], 『保険とリスクマネジメント』東洋経済新報社。].
- 富士拳 [1974], 「保険における偶然性の吟味」『保険学雑誌』第464号, 日本保険学会。
- 印南博吉 [1971], 「偶然性とは何か」『創価大学開学記念論文集』開学記念論文集刊行会。
- 石田重森 [1979], 「現代における保険とは(2)」石田重森=真屋尚生『保険理論の新展開』慶應通信。
- [2005], 「保険業を取り巻く新たな動向」『現代保険学の諸相』松島恵博士古稀記念, 成文堂。
- 甲斐良隆=加藤進弘 [2004], 『リスクファイナンス入門——事業リスクの移転と金融・保険の融合』金融財政事情研究会。
- 亀井利明 [2005], 『危機管理とリスクマネジメント』改訂増補版, 同文館。
- 九鬼周造 [1935], 『偶然性の問題』岩波書店。
- [1981], 『九鬼周造全集第5巻 偶然と運命』岩波書店。
- 木島一也 [2006], 『現代保険経済』第8版, 千倉書房。
- 小川浩昭 [2005], 「現代における保険の本質」『西南学院大学商学論集』第52巻第2号, 西南学院大学学術研究所。
- Rejda, George E.[2005], *Principles of Risk management and Insurance*, 9th. ed., Boston, Addison Wesley.
- 下中弘編 [1993], 『哲学事典』初版第24刷, 平凡社。
- 下和田功編 [2004], 『はじめて学ぶリスクと保険』有斐閣。
- 鈴木達次 [1999], 「保険事故の主観的偶然性と保険契約——商法642条の法的性質論序説」『近代保険法の形成と展開』奥島孝康教授還暦記念第2巻, 成文堂。
- 田辺康平 [1975], 「保険事故の主観的偶然性」竹内昭夫編『現代商法学の課題 上』有斐閣。
- Trieschmann, James S., Sandra G.Gustavson and Robert E.Hoyt [2001], *Risk management and Insurance*, 8th. ed., United States, South-Western College Publishing.

Vaughan, Emmett J. and Therese M.Vaughan [2003], *Fundamentals of Risk and Insurance*, 9th. ed., United States, John Wiley & Sons.

Williams, Jr., C.Arthur, Micheal L.Smith and Peter C.Young [1998], *Risk management and Insurance*, 8th. ed., Boston, Irwin McGraw-Hill.

山崎正一＝市川浩編 [1994], 『現代哲学事典』第42刷, 講談社。

山内正憲 [1978], 「私の確率論から保険論への遍歴」『生命保険経営』第46巻第2号, 生命保険経営学会。

(2007年5月稿)